

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定
電気通信設備に関する接続約款の変更案に対する意見提出者の一覧
(平成26年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定)

(受付順、敬称略)

意見提出者(計6件)				
受付	意見受付日	意見提出者	代表者氏名等	
1	平成26年2月19日	イー・アクセス株式会社	代表取締役社長	エリック・ガン
2	平成26年2月19日	株式会社 ケイ・オプティコム	代表取締役社長	藤野 隆雄
3	平成26年2月19日	東北インテリジェント通信 株式会社	代表取締役社長	柴田 一成
4	平成26年2月19日	ソフトバンクBB株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社	代表取締役社長兼 CEO	孫 正義
5	平成26年2月19日	KDDI株式会社	代表取締役社長	田中 孝司
6	平成26年2月19日	ソネット株式会社	代表取締役社長	石井 隆一

意見書

平成26年2月19日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 105-0001

とうきょうとみなとくらのもん
住 所 東京都港区虎ノ門2-10-1
氏 名 イー・アクセス株式会社

だいいひょうとりしまりやくしゃちょう
代表取締役社長 エリック・ガン

連絡先 企画部

mail :

TEL

FAX

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成26年1月30日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

この度は、「平成26年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定」に関し、意見を申し述べる機会をいただき、誠にありがとうございます。

以下の項目について、当社の考え方を申し述べます。

【接続料の予見性確保について】

今回、メタル回線のコストの在り方に関する検討会（以下、メタル検討会）報告書を受けて講じられた施設保全費の配賦基準の見直しは、ドライカップ接続料の低廉化に一定の効果があったと考えます。

しかしながら、加入光ファイバ接続料、及びドライカップ接続料双方における影響緩和措置の詳細（措置の発動有無、算定方法、影響額等）が認可申請前に開示されなかったため、平成26年度以降の接続料水準が事業運営に与える影響を接続事業者が事前に把握出来なかった点が課題であると考えます。

上記を踏まえて、平成27年度以降の接続料については、例えば、毎年10月末に行われるメタル回線コストに係る情報開示にて、ドライカップ接続料、及び加入光ファイバ接続料の水準、及び乖離額調整、影響緩和措置の影響額等の情報をNTT東西殿に開示いただくといった、接続事業者の予見可能性を担保するスキームの構築が必要と考えます。

【配賦基準の見直し内容の情報開示について】

上述の通り、メタル検討会報告書を受け、平成24年度および平成25年度に施設保全費の配賦基準が見直されており（平成24年度：電柱等・土木設備、平成25年度：ケーブル保守に係る費用）、今回申請された平成26年度以降の加入光ファイバ接続料の設備コストにおいても、当該見直し内容が反映されております。

しかしながら、これら配賦基準の見直し内容については、現状、接続事業者が開示されておらず、接続事業者側から適正性を判断することは困難です。

本見直しについては、加入光ファイバ、及びドライカップを利用する接続事業者双方の事業運営に大きな影響を与えることから、見直しの効果や適正性を把握可能とすると共に、将来的な環境変化に伴い再度配賦基準の見直しを検討する場合の判断材料とすべく、例えば、以下の情報をNTT東西殿に開示いただく必要があると考えます。

<開示を要望する情報>

- ① 見直し前後の配賦基準（比率）
- ② 配賦基準毎の見直し影響額（ドライカップ・加入光ファイバ）

【耐用年数の見直しについて】

メタルケーブルについては、メタル検討会の取り組みにて、従前の耐用年数（13年）を超えて利用されているケーブルが多数存在したことがNTT東西殿の調査から明らかになったため、平成25年度より使用実態に近い耐用年数として架空28年、地下36年に

見直される結果となりました。

上記の考え方と同様に、加入光ファイバ接続料に係る設備（光ファイバ等）についても経過年数等を調査した上で、現行の経済的耐用年数（架空15年、地下21年）と実際の使用年数が乖離している場合には、実態に即した耐用年数に見直す必要があると考えます。

以上

意見書

平成26年2月19日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 530-6116

(ふりがな) おおさかし きたく なかのしま 3ちょうめ3ばん23ごう

住 所 大阪市北区中之島3丁目3番23号

(ふりがな) かぶしきがいしゃ けい・おぶていこむ

氏 名 株式会社 ケイ・オプティコム

だいひょうとりしまりやくしゃちょう ふじの たかお

代表取締役社長 藤野 隆雄

連絡先 経営戦略グループ

電話番号

電子メールアドレス

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成26年1月30日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

- NTT東西殿の加入光ファイバについては、NTT東西殿と接続事業者間の問題に留まらず、自らリスクを取って設備投資を行っている弊社を含む電力系事業者や、CATV事業者にも大きな影響を与えるものであり、メタル回線とは位置付けが異なるものです。
- よって、その加入光ファイバ接続料について、光ファイバの設備コストを根拠としない、合理性に欠ける恣意的な料金設定を行うことは、ブロードバンド市場における公正な競争環境を阻害し、設備事業者の投資インセンティブを失わせるものであり、その結果、これまでのような活発な設備競争や技術革新は起こらず、国民が不利益を被ることに繋がります。
- 今回の接続料算定においては、「メタル回線のコストの在り方に関する検討会」報告書を踏まえ、「メタル回線と光ファイバとの施設保全費等の配賦方法の見直しに関する激変緩和措置」が講じられていますが、当該報告書(案)への意見に対する総務省殿考え方(考え方16)において、「影響緩和措置をとる場合においては、接続料の認可申請を受けて、総務省において影響緩和措置の合理性を含め審査がなされることとなる。」とあります。光ファイバ接続料が競争環境に与える影響を鑑み、当該措置の合理性については、メタル回線と光ファイバの両接続料について低廉化となっているかどうか、という単なるチェックに留まることなく、当該措置がブロードバンド市場における公正な競争環境を阻害することがないか、という視点にたつて厳正に審査されるべきと考えます。また、その審査内容については、審議会や接続委員会等の公の場で議論を尽くしていただくことを強く要望いたします。
- また、「接続料と利用者料金との関係の検証(スタックテスト)の運用に関するガイドライン」に基づき、接続料水準の妥当性について検証されていますが、本ガイドラインでは、「一般的に利用者料金はコストに適正利潤を乗せて設定されることにかんがみ、接続料の水準が不当でないことを確認するため、接続料の認可時等に、接続料と利用者料金との関係についての検証(スタックテスト)を行うことが適当」とされています。このことから、スタックテストを行うにあたっては、光ファイバの設備コストを根拠とした接続料と利用者料金との関係について検証されるべきであり、激変緩和措置後の接続料でなく、激変緩和措置前の接続料(光ファイバのコストをメタル回線に付け替える前の接続料)を用いるべきと考えます。

以上

意見書

東イ通経企第 13-022 号

平成 26 年 2 月 19 日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 980-0811
(ふりがな) せんだいしあ おぼくいちばんちょうさんちょうめ 7 ばん 1 ごう
住 所 仙台市青葉区一番町三丁目7番1号
(ふりがな) とうほくいんてりじえんとつうしんかぶしきかいしゃ
氏 名 東北インテリジェント通信株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょう しばた かずしげ
代表取締役社長 柴田 一成

電話番号

電子メールアドレス

(連絡先 経営企画部)

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第 4 条及び接続に関する議事手続規則第 2 条の規定により、平成 26 年 1 月 30 日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

(意見)

加入光ファイバ接続料について、今回の認可申請においては、「メタル回線のコストの在り方に関する検討会」報告書を踏まえ、メタル回線と光ファイバとの施設保全費等の配賦方法の見直しを実施し、更に接続料上昇を抑える影響緩和措置が講じられています。

設備コストと乖離した恣意的な接続料設定は公正な競争を阻害し、設備事業者の投資インセンティブを失わせるものであり、設備競争や技術革新が起こらずに、結果として、国民が不利益を被ることに繋がることから、実施すべきではありません。

影響緩和措置の合理性については、接続料の低廉化チェックだけでなく、当該措置が競争環境に与える影響を十分に考慮し、審査されるべきであり、その審査内容についても、審議会や接続委員会等の公の場で議論することが重要と考えます。

以上

意見書

平成 26 年 2 月 19 日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 御中

郵便番号 105-7304
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし
住所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) びーびーかぶしがいしゃ
氏名 ソフトバンクBB株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし
住所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏名 ソフトバンクテレコム株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし
住所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏名 ソフトバンクモバイル株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成 26 年1月 30 日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、「平成 26 年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定」に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。

以下のとおり弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

1. 乖離額調整制度について

東日本電信電話株式会社殿(以下「NTT 東日本殿」といいます。)及び西日本電信電話株式会社殿(以下、併せて「NTT 東西殿」といいます。)の加入光ファイバ接続料は、将来原価方式にて算定されていますが、この将来原価方式においては、接続料規則(平成 12 年郵政省令第 64 号)第 12 条の 2 第 1 項で調整額は 0 と規定されており、現行制度上、実績費用と実績収入の差額の将来原価への算入は原則として認められていません。しかしながら、自社、他社とも需要を積極的に見積もっていること等の理由で平成 26 年度からの 3 年間の接続料の乖離額調整について、接続料規則第 3 条ただし書きによる許可を求める申請が行われています。

将来原価方式は申請者が自らの経営情報や経営判断等に基づき、需要と費用を予測して接続料を算定する方式であり、予測と実績の乖離は予測を行った申請者自らが責任を負うべきものです。また将来原価方式において乖離額調整制度を認めることは、NTT 東西殿が実施することになっていった効率化の効果を結果として無効化してしまうことになるため、原則として認めるべきではないと考えます。

仮に接続事業者の需要に係る不確定要素が大きい等により特例を認めるとしても、従来のように無条件ですべての乖離額を調整する方式ではなく、乖離が発生した要因を詳細に検証し、NTT 東西殿のフレッツ光等の販売が振るわず需要予測が下回った場合やコスト削減が計画通り進まなかった場合等 NTT 東西殿に起因する要因に係る部分については乖離額調整を認めないといった対応が必要であると考えます。

2. 光ファイバケーブルの耐用年数について

加入光ファイバ接続料の算定に用いられる光ファイバケーブルの耐用年数については、架空ケーブル 15 年、地下ケーブル 21 年となっています。一方メタルケーブルについては、「メタル回線のコストの在り方に関する検討会」での検討の結果、平成 25 年度より光ファイバケーブルの 2 倍近い架空ケーブル 28 年、地下ケーブル 36 年となっています。

平成 25 年 11 月 28 日付の接続料規則の一部を改正する省令案に対する弊社共意見書でも申し上げたとおり、ケーブルの耐用年数を決定する要因は、①ケーブルの劣化、②支障移転、③その他天災や事故等と考えられますが、②の支障移転及び③のその他天災や事故等は光ファイバ、メタルとも同程度に発生すると考えられるため、この耐用年数の差は①のケーブルの劣化によるものと想定されます。

ケーブルは被覆材と芯材から構成されますが、被覆材は光ファイバ、メタルとも同種の材料を利用しており耐久性は同程度と考えられます。芯線の材料は異なるため単純には比較できないもの

の、光ファイバケーブルの芯材がメタルケーブルの芯材と比較して大幅に耐久性が低いとは考えられません。NTT 東日本殿の光サービス紹介ウェブページ(※1)上には、メタルケーブルと比較した際の光ファイバケーブルのメリットとして「光ファイバーは耐久性に優れているので半永久的な利用が可能」との記載があり、NTT 東日本殿も光ケーブルはメタルケーブルと同等以上の耐久性を有すると認識されているものと考えられます。

従って、現状の加入光ファイバ接続料の算定における耐用年数には光ケーブルの耐久性が正しく反映されていない可能性があり、耐久性の観点から光ファイバケーブルはメタルケーブルと同等以上の耐用年数であるのが妥当と考えられることから、光ファイバケーブルの耐用年数について早急に見直す必要があります。

※1 NTT 東日本殿ウェブページ ひかり LAN(FTTD):

http://www.ntt-east.co.jp/business/solution/fttd_univ/overview.html?link_id=lnavri

以上

意見書

平成 26 年 2 月 19 日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 163-8003

住 所 とうきょうとしんじゅくにしんじゅくにちようめさんぼんにごう 東京都新宿区西新宿二丁目 3 番 2 号

氏 名 かぶしがいしゃ KDDI 株式会社

だいいちりしまりやくしやちよう たなか たかし
代表取締役社長 田中 孝司

メールアドレス

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第 4 条及び接続に関する議事手続規則第 2 条の規定により、平成 26 年 1 月 30 日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

(文中では敬称を省略しております。)

1. はじめに

現在の電気通信市場は、メタルから光ファイバへのマイグレーションが進展しており、メタル回線からの主な移行先である光ファイバの契約者数は 2,463 万回線（2013 年 9 月末時点）（「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表（平成 25 年度第 2 四半期（9 月末）」）と前年同月に比べ約 6%増加しており、依然として増加傾向が続いております。

他方、我が国の一層の成長に向けて、「日本再興戦略」において、世界最高レベルのインフラの整備が掲げられたところ です。

このように、メタル回線から光ファイバへのマイグレーションが進展している中、光ファイバ等の新しいサービスへの円滑な移行や世界最高レベルのインフラ整備を実現するためには、公正な競争環境を整備し、中長期的に持続可能な設備競争を通じて、インフラの強靱化やサービスの高度化を図っていくとともに、多様な事業者により低廉な料金と革新的なサービスといった「利益」が国民に還元されることが必要と考えます。

しかしながら、FTTH 市場においては、NTT 東・西が市場の約 7 割を占め、未だ公正な競争環境が確保されているとは言えません。競争事業者は、NTT 東・西が保有するボトルネック設備や光配線区画情報の利用が不可欠ですが、未だ NTT 東・西と接続事業者間で完全に同等な利用環境となっていない状況です。また、光ファイバ接続料水準も低廉化傾向にあるとは言え、競争促進、国民利便向上の観点からは、更なる低廉化が必要と考えます。

したがって、接続料水準の継続的な低廉化を図るとともに、NTT 東・西が保有するボトルネック設備の利用において、国民の利便向上の観点から自治体や接続事業者が利用しやすいよう、光配線区画等の利用環境の整備を進め、ユーザーが多様な選択肢の中からサービスを選べるよう競争を推し進めることが重要です。

2. 各論

○加入光ファイバ接続料について

メタルから光ファイバへのマイグレーションが進展しており、日本再興戦略でも、世界最高レベルのインフラの整備が掲げられている中、今後のアクセス回線として中核を担う光ファイバについては、更なるマイグレーションの促進や競争促進のためにも、継続的な低廉化が必要です。

今回申請された平成 26 年度以降の加入光ファイバ接続料は、シングルスター方式、シェアドアクセス方式ともに引き続き低廉化傾向が維持されていますが、本来であれば、今回申請値よりも更なる低廉化が見込まれていた中、ドライカップ接続料を抑制するために、メタル回線と光ファイバのコスト配賦の見直しより、接続料が前年度と比べ上昇してしまうところを、激変緩和措置を講ずることによって、低廉化傾向が維持されている状況となっています。

ドライカップ接続料を抑制するためには、これまで情報通信行政・郵政行政審議会答申からの要請にあるとおり、一義的には、NTT 東・西において不断のコスト削減を実施していくことが必要であり、光ファイバ接続料の更なる低廉化を妨げるような対応は本来取るべきではないと考えます。

また、平成 27 年度以降の光ファイバ接続料については、乖離額調整によって今回申請された料金よりも上昇し、前年度を上回る可能性があります。

マイグレーションが進展している状況の中、移行先の 1 つである光ファイバ接続料が上昇するようなことがあれば、マイグレーションが進展せず、新規参入により競争促進が図られてきた FTTH 市場における競争が後退し、結果としてメタ

ル、光ファイバ双方のユーザー利便を損なう恐れがあると考えます。

したがって、乖離額調整により光ファイバ接続料が前年度を上回った場合には、配賦見直しによる影響の緩和措置を追加的に講じて、前年度を上回ることがないようにすることが必要と考えます。

なお、シェアアクセス方式で光ファイバサービスを提供するに当たっては、主端末回線の接続料だけでなく分岐端末回線や屋内配線加算額等のランニングコストや分岐端末回線・屋内配線工事費等、様々な機能の利用にかかるコストを負担することにより提供されています。

今回、分岐端末回線加算額及び屋内配線加算額ともに、乖離額調整の影響とはいえ、接続料が上昇していることから、主端末回線部分のみならず、シェアアクセス方式で負担する接続料トータルで低廉化が図られているかどうかといった観点から考えることが重要です。

そのため、主端末回線部分の接続料だけでなく、光ファイバに係る各種接続料についても、例えば、光屋内配線加算額算定に用いる故障修理時間や平均的な使用年数の見直し、光屋内配線工事費算定に用いる工事時間の見直し等により、更なる低廉化を図ることが必要であり、低廉化を図ることによって、新規参入による競争の維持や一層の促進、ひいては、ユーザー利便の向上につながると考えます。

○光配線区画の適正化

光信号分岐端末回線の収容数向上のためには、1光配線区画あたりの世帯数の適正化及び1光配線区画における局外スプリッタの適正設置が重要な要素となります。

現在、NTT 東・西の公開情報には、「収容局ごとの光配線区画の概況に関する情報」が掲載されており、最新のH25年9月末時点の1光配線区画あたりの加入電話等敷設数は、NTT 東日本で約58、NTT 西日本で約37となっておりますが、加入電話等敷設数には、シェアアクセスで提供し得ない大規模マンション等の敷設数も含まれており、当該数字をもって適正世帯数が確保されていると考えるべきではありません。弊社で確認したシェアアクセスを利用可能な1光配線区画あたりの世帯数は、未だにNTT 東日本で約31世帯、NTT 西日本で約24世帯程度であり、NTT 東・西が主張する平均50世帯、40世帯という水準とはかけ離れた実態となっていることを強く認識すべきです。公正な競争環境を確保し、ユーザーの利便性を向上させるため、速やかに1光配線区画あたりの世帯数の適正化を実施し、光信号分岐端末回線の収容数向上を図る必要があります。

光配線区画の見直し状況については、見直しが完了するまでの間、半年毎に総務省にその状況を報告することになっていますが、接続事業者においても、自社が展開するビル又は展開を予定するビルにおける見直し状況は重要な情報であることから、「収容局ごとの光配線区画の概況に関する情報」に、見直しを実施した光配線区画数やその見直しによる効果（見直しを実施した光配線区画において、1光配線区画あたりの加入電話等敷設数がどれだけ向上したか等）といった情報を追加して開示することが望ましいと考えます。

以上

意見書

平成26年2月19日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 141-6010

住所 とうきょうとしながわくおおさきにちようめ 東京都品川区大崎二丁目1番1号

氏名 ソネット株式会社

だいひょうとりしまりやくしやちよう 代表取締役社長 石井 隆一

連絡先

総務・渉外部

電話番号

E-mail

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成26年1月30日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案に対する意見募集—平成26年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定—」について下記のとおり意見を申し述べます。

1. 平成26年度以降に適用する加入者光ファイバの接続料金について

平成26年度から28年度までの3年間を算定期間とする「将来原価方式」の採用につきましては賛同致します。しかしながら、今回申請がなされている接続料金につきましては、過年度と比較して低廉化傾向が緩やかになっており、市場の活性化を図るためには光ファイバ接続料金のさらなる低廉化が必要であると考えます。特に、光ファイバの需要については、市場の拡大が継続していることを鑑みても積極的に需要を見込む必要があると考えます。

2. 光配線区画について

シェアドアクセス方式においては、1局外スプリッタあたりの光信号分岐端末回線の収容数が接続事業者の事業の採算に大きく影響を及ぼすため、1光配線区画あたりの世帯数の適正化が重要であると考えます。しかしながら、現在開示されている情報では、光配線区画の明確な範囲及び世帯数を接続事業者が認識することは困難です。また、光配線区画の見直しについては、NTT東西様により実施され、接続事業者においては、見直しの時期及び位置等の情報は通知されておりません。

接続事業者が公平な競争を行なえるよう透明性を確保するため、NTT東西様が主張されている平均世帯数（NTT東日本様においては平均50世帯）の根拠となる光配線区画情報の開示及び見直された光配線区画の妥当性の検証を行うべきと考えます。

3. 各種費用について

FTTHサービスを行う上では、加入者光ファイバの接続料金に加え光信号分岐端末回線や光屋内配線に係る加算費用及び工事費用等の各種費用が必要になります。特に、利用を停止する光信号分岐端末回線については、設備維持費用または撤去費用及び設備未償却残高等について接続事業者が負担しています。

上記の状況を鑑み、加入者光ファイバ接続料以外の算定根拠の項目については、技術革新等による作業時間の短縮及び光ファイバを含む耐用年数の変動等にあわせた定期的な見直しを行うことが好ましいと考えます。また、見直しによる各種費用の低廉化が、接続事業者の競争及びエンドユーザーの利便性の向上を促進するものと考えます。

以上